

山形県飲食業関連家賃等緊急支援事業費

Q & A

Q 1 対象者に要件はありますか？

A 1 対象となるのは、県内で飲食店、飲食料品卸売業、貸おしぼり業又は自動車運転代行業を営んでおり、住所が県内にある事業者となります。

また、法人登記がなされ法人格を有する法人及び個人事業主で、かつ確定申告を行っている法人や個人事業主になります(住民税の申告をしている場合は個人事業主として認められる場合があります)。

Q 2 対象者とならないものは何ですか？

A 2 政治団体、性風俗産業、系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者は対象となりません。大企業も対象外です。

Q 3 政治団体、性風俗産業、系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者が給付対象にならない理由は何ですか？

A 3 政治団体は政党交付金や寄付金、党費などを主な収入源としており、コロナの直接的影響や事業関連の収入が見込まれないため対象となりません。

性風俗産業は、性行為、その他の性的射幸心を満足されることを想定しており、社会通念上、公的支援による支援対象とすることに国民・県民の理解が得られにくいため対象となりません。

系統出荷による収入を主とする個人農林水産業者は、コロナの影響により、急激に収入が減少することが見込まれないため対象となりません。

Q 4 補助対象要件として売上50%以上の減少とした理由は何ですか？

A 4 政府の持続化給付金等を示された「特に大きな影響を受けている事業者」として、売上減50%以上とされていることを参考としております。

Q 5 国や市町村の給付金・補助金を受給しているが、売上に含めるのでしょうか？

A 5 国の給付金や市町村の給付金・補助金など、公的な支援金は売上に含めずに比較してください。

Q 6 申請はどのように行えばよいですか？

A 6 申請書(紙ベース)を、コロナ予防のため必ず郵送で「山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局」へ郵送してください(持参は、ご遠慮願います)。

その際には、必要書類が添付されているか、必ず確認してから郵送してください。

(申請方法)

送付先：山形県家賃・テイクアウト関連支援事業事務局

〒981-3291 泉西郵便局 私書箱第25号(TP内)

問い合わせ先：山形県家賃・テイクアウト関連支援事業コールセンター

電話番号 0570-078-010

[受付時間]午前9：00～午後5：00(土・日・祝日除く)

Q 7 複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数に応じて申請ができますか？

A 7 店舗数に関わりなく、経営者ごとの申請になりますので、売上要件を算出する場合には、全店舗の合計額で算出してください。

Q 8 1経営者が複数の店舗をそれぞれ法人化して営んでいる場合の申請方法はどのようなですか？

A 8 1経営者が2店舗を有し、この2店舗が別の法人格である場合は、1経営者であっても法人毎に申請ができます。

Q 9 1経営者が複数の業種を営んでいる場合、それぞれ申請ができますか？

A 9 事業者毎の申請となるため、同一人格(1個人又は1法人)で複数業種を営んでいる場合は、複数業種全体の売上減少を比較することになり、申請回数は1回になります。別人格(個人と法人、法人と法人)で営んでいる場合は、個人や法人のそれぞれの売上を比較することになり、50%以上減少していれば、それぞれ申請ができます。

Q 10 個人事業主で、山形県内に店舗(事業所)を構えていても、県外に住んでいる場合は申請できますか(確定申告が県外の税務署に申告)？

A 10 山形県内にのみ店舗(事業所)がある場合は、本店(本社)とみなして対象とします。山形県以外にも店舗(事業所)がある場合は対象外となります。
なお、対象となる場合は、山形県内にのみ店舗(事業所)があることを確認する必要がありますので、それを証明できる書類を添付してください(証明が困難な場合は、以下の内容を記載した申出書を提出してください)。

申出書

令和3年〇月時点で、私が経営する店舗(事業所)は山形県内にしかありません。

店舗(事業所)所在地：●●市●●町●●

令和〇年〇月〇日

申請者氏名 印

Q11 法人で、登記簿上は、本社の住所を県外に登記しているが、実態は、県内の事業所に本社機能を置いている場合は対象となりますか？

A11 原則的に県外住所で登記している場合は対象外ですが、本社機能(人事・労務管理、財務マネジメントをはじめ、重要事業の意思決定)が山形県にあることがホームページや会社資料等に掲載されており、第3者からみて明白であれば対象となります。

申請書を提出する際には、パンフレット(複写可)やホームページを印刷したものを必ず添付してください。

Q12 主たる事業以外にも事業を行っており、主たる事業では売上が50%以上減少していても、事業全体では売上の減少が50%未満に留まっているような場合は申請できますか？

A12 売上の減少比較については、事業全体の売上で判断するので対象とはなりません。

Q13 個人事業主であって会社役員も務めており、不動産収入や給与収入(役員報酬)等がある場合、売上要件の50%減少の比較は事業収入のみで行うのでしょうか？

A13 給与収入(役員報酬)等は含めず、事業収入で売上要件を満たすかどうかを判断してください。

Q14 確定申告書の写し(控え)に收受日付印がない場合はどのようなすりばいのでしょうか？

A14 收受日付印がない確定申告書の写し(控え)に加えて、その確定申告書類の年度の所得税又は法人税の納税証明書(その2 所得金額用)を提出してください。

なお、e-Tax(電子申告)により申告した場合は、收受日付印が押印されませんが、確定申告書の写し(控え)に受付日時及び受付番号が印字されている場合は、納税証明書(その2 所得金額用)の提出は必要ありません。

Q15 確定申告書について、青色申告ではなく、白色申告をしている場合はどのように比較すればいいのでしょうか？

A15 白色申告をしている場合は、前年又は前々年の年間売上の月平均を算出し、令和3年7月、8月、9月の売上を比較します。50%以上の減少となった際には支援金の対象となります。

Q16 確定申告書は白色申告をしており、年間売上の月平均と令和3年7月(8月、9月)の売上を比較すると50%以上の減少にならないが、令和2年7月(8月、9月)の売上を把握しており、その金額と比較すると50%以上減少している場合は対象となりますか？

A16 令和2年各月の売上額を証明できる資料(確定申告と年間の売上額の確認もできる書類)を提出できる場合は対象とします。

Q17 令和3年7月、8月、9月の売上を証明する書類がない場合はどのようにすればよいですか？

A17 売上の減少を証明していただく必要がありますので、売上台帳などを提出してください。それを証する書類を提出いただけない場合は申請できません。

Q18 税務署への申告は行っておらず、市町村への市町村民税・県民税の申告しかしていない場合はその申告書の添付でもいいですか？

A18 原則、確定申告の写しの添付が必要ですが、確定申告をしていない場合は、市町村民税・県民税の申告書の写しの提出でも構いません。

Q19 既に廃業してしまった(廃業する予定)の場合でも申請できますか？

A19 本事業は、事業の継続を目的としており、受給後も事業を継続することが要件となっておりますので、対象になりません。

Q20 事業を継続することが要件となっているが、結果的に廃業(倒産)となった場合は、支援金を返還しなければなりませんか？

A20 事業継続の意思がありながらも結果として廃業(倒産)となった場合は、返還の必要はありません。

Q21 インターネット銀行を振込口座にしたい場合の通帳の写しはどうすればいいですか？

A21 インターネット銀行の場合、次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。

(必要な情報)

金融機関・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字・カナ)

Q22 パソコンがないので、申請書などをダウンロードできない場合はどうすればいいですか？

A22 最寄りの商工会・商工会議所、市町村、県総合支庁でも、申請書の様式をお配りしております。

Q23 創業間もないので、7月(8月、9月)の売上と比較ができない場合はどうすればいいですか？

A23 令和2年9月2日以降に創業し、9月同士の売上比較ができない場合は、創業特例を適用いたします。具体的には、令和2年9月2日から令和3年8月1日までに創業した事業者は、令和2年10月から令和3年8月までのいずれかひと月の売上と、令和3年7月、8又は9月の売上を比較し50%以上減少する場合は対象となります。

Q24 令和3年8月2日以降に創業した者は対象となりますか？

A24 本事業の売上要件は、1か月分の売上同士を比較することを基本としておりますが、令和2年9月2日から令和3年8月1日までに創業した事業者は、令和2年10月から令和3年8月までのいずれかひと月の売上と、令和3年7月、8月又は9月の売上を比較する方法により例外的に認めているものです。

そのため、令和3年8月2日以降に創業した場合は、その例外規定による売上も把握できないため、本事業からは対象外としています。

Q25 支援金は、法人税や所得税の課税対象となりますか？

A25 課税対象となります。

具体的には、支援金は事業に関して交付される内容であることから、法人の場合は、雑収入として益金の額に算入し法人税の対象となり、個人事業者の場合は、事業所得として雑収入で計上し所得税の対象となります。

なお、支援金の交付額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じませんので、ご注意ください。

Q26 補助対象となる固定経費は何が対象となりますか？

A26 以下の固定経費が補助対象となります。

(家賃・地代)

- ・ 県内の不動産を賃借し、当該不動産を事業活動に必要となる店舗、事務所、事業所、倉庫若しくは駐車場等として使用した際に発生した賃借料

(リース代)

- ・ 飲食料品集配車、冷蔵車、代行随伴車等、事業を営むために要した車両に係るリース料
- ・ 冷蔵庫等の倉庫設備等、事業を営むために要した備品・設備に係るリース料

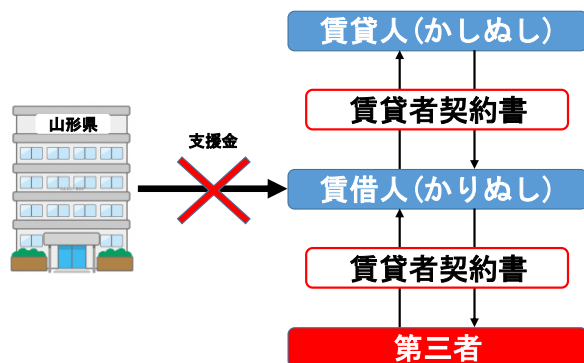
(自動車保険料)

- ・ 飲食料品集配車、冷蔵車、代行随伴車等、事業を営むために要した車両に係る損害賠償責任保険料(業務用)

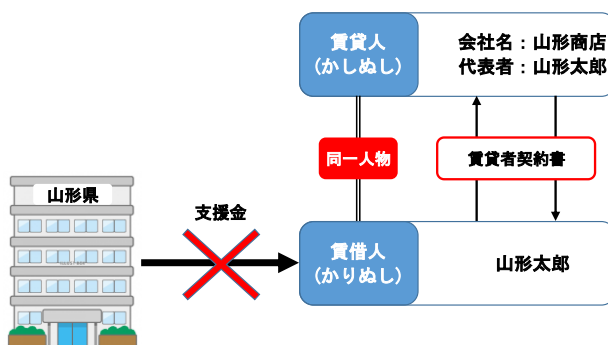
※ 上記のうち令和3年7月から9月までの期間に係る支払済みの固定経費が対象となります。

※ 以下の家賃・地代については対象外となります。

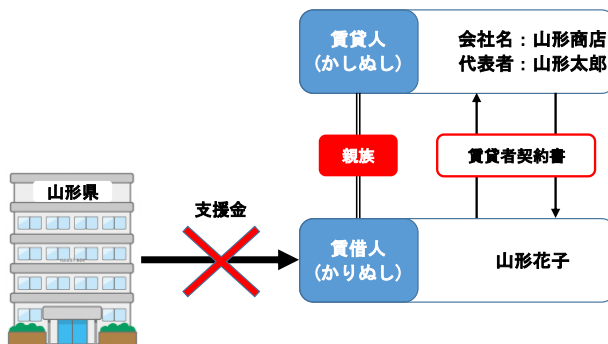
- ・ 他者に転貸している物件に係る家賃・地代



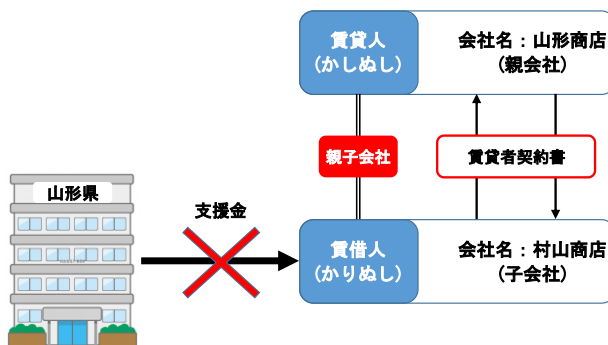
- ・ 貸主と借主が同一人物である物件に係る家賃・地代



- ・ 貸主と借主が一親等以内の親族である物件に係る家賃・地代



- ・ 貸主と借主が親会社子会社の関係である物件に係る家賃・地代



- ・ 「転貸禁止物件を転貸者から賃借している」、「不法占拠している建物を賃借している」等、法律上の原因なく又は違法に、使用及び収益している物件に係る家賃・地代
- ・ 権利金、敷金、礼金、保証金、その他これらに類するもの、水道料・光熱水費等

Q27 県外に住所がある店舗や事務所の家賃・地代も申請可能ですか？

A27 補助対象となる店舗や事務所は県内の住所のものに限ります。従って、本社や主たる事務所が県内にあっても、県外の建物に対する家賃・地代を申請することはできません。

Q28 事務所と自宅が一つの建物で賃貸契約をしている場合は？

A28 住宅兼事務所の家賃・地代については、税務申告の対象となっている事務所やオフィス、店舗に係る費用が対象となります(管理費、共益費含む)。

Q29 賃貸借契約書が無い場合はどうなりますか？

A29 契約書等が存在しない場合は、合理的な理由が認められる場合に限り交付対象となりますので、賃貸人からの合意を取り付けたうえで「賃貸借契約等証明書(任意様式)」を御提出ください。

Q30 駐車場は対象になりますか？

A30 駐車場(立体又は平面)も対象となります。

Q31 賃貸借契約に必須事項(賃貸人・賃借人の氏名、物件名、賃料及び共益費、管理費、契約締結日、賃貸借契約であることを示す記載事項)が書かれていない場合はどうなりますか？

A31 賃貸人からの合意を取り付けたうえで「賃貸借契約等証明書(任意様式)」を提出してください。

Q32 共益費は交付対象になりますか？

A32 共益費と管理費は補助対象になりますので、家賃に含めて計算してください。

Q33 共有名義で借りている場合どうしたらよいですか？

A33 共有名義(共同名義)の代表者名で申請をしてください。
代表者が決まっていない場合は、借り主同士で相談のうえ、代表者を決めてください。

Q34 賃貸している物件を一部転貸しているが、転貸以外の部分は交付対象とできますか？

A34 転貸をせず、自らが使用・収益する部分については交付の対象となります。
賃借されている家賃から転貸している部分の家賃額を差し引くなど、合理的な計算により算出してください。

Q35 物件の賃貸契約を令和3年7月から9月の途中でしている場合には申請できますか？

A35 令和3年7月から9月までの期間に係る支払済みの家賃・地代を交付します(当該家賃等が賃貸人等により賃貸借契約等に定める額から減額されている場合にあつては、当該減額後の家賃等)。
途中からの契約や家賃・地代の支払いが完了していないなどの理由により、交付対象月で家賃・地代の支払いがない場合は、当該月の家賃を0円として計算します。

Q36 家賃・地代の支払いを延期(免除)してもらっている物件は対象となりますか？

A36 支払い済みの家賃・地代のみが対象となります。
例えば、交付対象月である7月から9月までの家賃のうち、1か月分でも支払いがされていない場合は、支払い完了後に申請されるか、支払っていない月の家賃を0円として計算してください。

Q37 倉庫、工場、作業場も対象になりますか？

A37 県内の不動産を賃借し、事業に供しているものであれば対象となります。

Q38 賃貸借契約書の名義が申請者と異なる場合

A38 申請者と賃貸借契約書の名義は同一である必要があります。
正当な理由がある場合には、賃貸人からの合意を取り付けたうえで「賃貸借契約等証明書(任意様式)」を作成して提出してください。

Q39 賃貸借契約に土地が含まれている場合はどのように取扱うこととなるのか？

A39 建物にかかる家賃・地代のほか、駐車場の地代等も対象になります。
賃貸借契約書から土地部分の賃借料が分からない場合は、賃貸人からの合意を取り付けたうえで「賃貸借契約等証明書(任意様式)」を作成して提出してください。

Q40 クレジットカードで支払っている場合はどうなるか？

A40 クレジットでのお支払いでも補助の対象となりますが、支払いが完了していることを確認させていただく必要があります。

(一括払いの場合)

- ・ 補助対象となる固定経費の支払い部分わかるクレジットカードの明細の写し
 - ・ 銀行通帳(電子通帳含む)の表紙と支払実績(引落)が分かる部分の写し
- 必須事項：口座名義人、引落先名、引落日付、引落金額

(リボ払いもしくは分割払いの場合)

- ・ クレジット会社が発行する完済証明書若しくは交付対象月(令和3年7月から9月まで)の家賃・地代を含むクレジット利用明細書
- ・ 繰越金額が0円となっているクレジット利用明細書
- ・ それぞれの銀行通帳(電子通帳含む)の表紙と支払実績が分かる部分の写し

- ※ クレジットカードの明細と銀行引落額の突合をもって支払いの実績を確認します。
- ※ 銀行通帳のどの項目がクレジットカードの明細と紐づくのかがわかるように提出してください。